

新型コロナウイルス 接種について

問い合わせ
保健センター ☎ 367-1300

10月18日現在で、市民のうち1回目接種を終えた人は4万3104人となり、全市民の約73%（接種対象である12歳以上の人口では約82%）にあたります。11月中には、接種希望者への2回の接種を完了する予定です。

新たに接種券の発行を受ける人（12歳になる人や、2回目の接種がまだの人、体調不良により接種できなかったなど）、これから接種を希望する人は、この機会を逃さずに予約してください。

12月は、新たに12歳になる人を対象とした接種を実施する予定です。

接種会場と予約方法

接種会場 保健センター（6室 二丁目97-3）

接種日程 6日（土）・13日（土）午後2時～7時30分
27日（土）午後5時～7時30分

※個別接種は10月31日をもって一旦終了しました。最新情報は、市ホームページなどでお知らせします

予約方法 インターネットまたは電話

■インターネット予約 24時間、土・日も予約可

<https://v-yoyaku.jp/272311-osakasayama>

右のURL、下のQRコードからアクセスできます。市ホームページからもリンクしています。予約には接種券に記載の接種券番号、生年月日、自分のメールアドレスが必要です。メールの受信拒否設定をしている人は、あらかじめ



272311-osakasayama@v-yoyaku.jpからのメールを

受信できるように設定してください。予約完了後は、「マイページ」から2回分の予約が完了しているか、必ず確認してください

■電話予約 大阪狭山市新型コロナウイルスコールセンター 午前9時～午後5時30分（土・日曜日、祝日など休日を除く）

☎ 0120-1795-666

■フリーダイヤルです。電話料金はかかりません

■かけ間違いに注意してください

接種に伴う副反応など

新型コロナウイルスは非常に高い効果がある一方、接種後に体内で免疫ができる過程で、接種部位の痛み・発熱・倦怠感・頭痛・筋肉や関節の痛み・寒気・下痢などの症状が現れることがあります。いずれの症状も、大部分は接種の翌日をピークに発現し、数日以内に回復しています。症状が重い場合や長引く場合は、医療機関への受診

市の住民基本台帳に記録されている、12歳（接種日現在で12歳以上の人が対象です）

大阪狭山市内に暴風警報または特別警報が発表されている場合、接種を中止します。詳しくは、市ホームページなどでお知らせします

12歳～15歳の人の接種には 保護者が同伴を



12歳～15歳の人が新型コロナウイルスの接種を希望する場合には、予診票の署名欄に保護者が署名してください。保護者の署名がなければ接種を受けることはできません。また、予診票の電話番号記載欄には、緊急連絡先（必ず保護者と連絡のつく電話番号）を記載してください。

接種後の体調などに十分な注意が必要です。接種にあたっては、原則、保護者の同伴をお願いします。

詳しくは、接種券に同封している説明書を確認してください。

や相談などを検討してください。
厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの副反応について」



副反応など医学的知見が必要となる専門的な相談

大阪府新型コロナウイルスワクチン専門相談
窓口(24時間)
☎0570-012-336または
☎06-6635-2047
FAX 06-6641-0072

注意事項

◎新型コロナウイルスの接種を受ける前後それぞれ2週間は、インフルエンザなど、ほかのワクチンの接種はできません

◎市では、新型コロナウイルスの接種を勧めています。強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に限り接種を行います。接種を受ける人は、接種券に同封されている説明書を読み、接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種予約をしてください。受ける人の同意なく、接種を行うことはありません。転入者を含め、接種券は再発行できます。大阪狭山

ワクチン打っても つづけよう! 感染予防対策



マスクの徹底



換気と保湿



手洗い・消毒

追加接種(3回目接種)について

新型コロナウイルスの追加接種(3回目接種)の実施についての見解が国から示されました。2回目接種を完了してからおおむね8か月以上経過した人を対象に、1回の追加接種を行う予定です。医療従事者に対しては、早ければ12月から、高齢者に対しては2月以降の開始が想定されます。

追加接種については、国が示すスケジュールに従って実施します。追加接種の対象時期になった人から順次、追加接種用の接種券などを発送する予定です。最新情報は、市ホームページなどお知らせします。

◎予防接種は感染症予防に重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生が見られます。万一、健康被害が発生した場合に、治療に要した医療費(自己負担分)と医療に要した諸費用などの救済給付を行うための予防接種健康被害救済制度があります

市新型コロナウイルスコールセンター☎0120-795-666へ問い合わせてください
◎転出した場合(転出日を含む)、大阪狭山市の接種券は使用できません。転出先の市区町村へ問い合わせください

大阪狭山市の事業者支援策

申請期間 12月28日(火)まで

大阪狭山市営業時間短縮要請施設追加応援支援金

大阪府の営業時間短縮協力金を受給してなお、前年または前々年の売上額に満たない事業者に対し、大阪狭山市営業時間短縮要請施設追加応援支援金を支給します。

対象事業者 ①大阪府の営業時間短縮協力金(第1期～)の対象であり、継続して受給していること ②大阪狭山市内に主たる事業所を有する中小企業・個人事業主で、令和2年12月31日時点で営業実績があること ③対象月の売上が比較対象月と比較して50%以上減少していることなど。詳しくは募集要項を確認してください ※支援金の支給は事業者単位で、1事業者につき1回 **補助金額** 上限10万円 **申請期間** 12月28日(火)まで **申請方法** 市役所産業振興・魅力創出グループ、ニュータウン連絡所、大阪狭山市商工会で配布する申請書・誓約書と必要書類を〒589-8501大阪狭山市役所産業振興・魅力創出グループへ郵送 ※申請書などは市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011